

## 令和7年度第1回沖縄県盛土等規制検討委員会(R7.8.28) 意見対応表

## ■主な委員意見と対応方針

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
1	取組スケジュール、関係者意見等について	資料 2-2 の最後 24 ページにて「国は推奨する盛土等情報管理システムの構築についても検討する」と記載されているが、国は各県や自治体でそれぞれ独自に作るよう促しているのか、それとも何か共通モデルのようなものを示しているのか。(委員)	国が推奨する盛土等情報管理システムとは、既存盛土、規制区域、許可や指導の状況など、盛土規制法に関する各種情報を GIS やデータベースとして一元的に管理するようなシステムである。国はすでに基本的なシステムの機能や構成を共通仕様書としてまとめており、各自治体に提供されている。各自治体の既存システムとの連携や、各自治体で必要機能をどこまで追加するかの検討などが必要となるため、沖縄県も今年度からシステム導入の必要性も含め、検討を開始する予定である。(事務局) →令和 8 年度に沖縄県盛土等情報管理システムを構築する予定で準備を進めている
2	取組スケジュール、関係者意見等について	情報管理とも関連すると思うが、既存盛土調査の結果についてはどこまで公表する予定なのか。公表する場合、小規模な盛土も含めすべて公表するのか。(委員)	既存盛土調査の結果については、所在地の一覧表及び盛土の位置が分かる情報を公表する予定である。最終的に抽出対象となった既存盛土約 250 力所については、位置図として県のホームページに掲載する予定である。(事務局) →既存盛土調査進捗で説明
3	取組スケジュール、関係者意見等について	前回委員会にて一時的な盛土の定義について、5 年以内の期間との回答があったが、5 年という期間の根拠はどこから来ているのか。  例えば、ある場所に 5 年間盛土していた土を、5 年経過した時に、近くにその盛土を移動させた場合、いずれも一時的な堆積という扱いになるのか。(委員)	一時的な堆積として許可を出せる期間が 5 年というのは盛土規制法の留意事項にて記載されている。(事務局)  一時的な土石の堆積と、恒常的な造成盛土では、審査項目や技術基準が異なるため、土石の堆積として許可を出した後に、5 年の期間を過ぎてしまう場合の取扱いについて、他自

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			<p>治体でも議論されているところである。沖縄県でも一時的な堆積や期間の取扱いについて検討を進める。 (事務局)</p> <p>→手引き(案)で説明</p>
4	規制区域指定について	<p>県の机上調査根拠データが古く(1~5 年程度のタイムラグ)、市町村の方が最新の立ち並び状況や土地利用の情報を把握しているため市町村の意見を踏まえて区域案を修正等していることは理解した。</p> <p>渡嘉敷村のように、自治体が区域の根拠となるデータを提示するという方法も良いと思う。</p> <p>ただし、テーマパーク開発エリアについては現地確認も実施しているながら、なぜ宅造区域に該当しないのか疑問である。具体的な理由を再度確認したい。(委員)</p>	<p>今帰仁村からもテーマパークエリアは宅造区域に該当するのではないかとの確認があった。</p> <p>沖縄県の基本方針にて、規制区域指定の判断基準として都市計画法の用途地域が決定されているエリア、あるいは 50 戸 50m連坦で定義する集落等要件に該当するエリアを宅造区域の候補範囲としている。</p> <p>テーマパークエリア周辺の開発状況は、都市計画法の開発許可等で確認できるものの、現時点で 50 以上の建築物連坦が無く、村としての市街化エリアや土地利用エリアとしての位置づけも確認できなかった。今後も引き続き市町村の担当課と調整しながら隨時見直す予定だが、今回の調査時点では宅造区域の要件に該当することが確認できなかつたため、隣接集落までは宅造区域となっているが、テーマパーク開発エリアは特盛区域となっている。(事務局)</p>
5	規制区域指定について	<p>今回の細かい市町村とのやりとりの内容は、他の市町村にどの時点で共有し、このような事例があるということを周知する予定か。(委員)</p>	<p>市町村に今後も引き続き積極的に周知、情報共有を図る予定。</p> <p>2 月に市町村への意見照会を実施し、提出された意見に対し対応整理表を取りまとめた。続いて、情報共有と追加意見の有無を確認するため、2 月意見の対応表も共有した上で、5 月に全市町村に再度意見照会を実施した。合計 40 件以上の意見が出</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			<p>されており、6～7月にこれらの意見を整理した内容を付属資料3の通り整理したところである。これらの最終整理状況は本委員会で確認したのち、市町村へ共有し、「2月および5月に寄せられた意見を統合した結果、全体でどのような意見があり、どのように見直したのか、または見直さなかつたのか」という内容を周知共有する予定である。(事務局)</p> <p>※委員会後、R7.9.1に全市町村に対し最新の規制区域案及び意見対応整理を情報共有済。</p> <p>→R7.10～12月の規制区域公表やパブリックコメントの実施状況等も随時市町村と共有している。</p>
6	規制区域指定について	<p>今回、市町村に対し2月・5月に意見照会を行っており、説明会も行っているが、今後も随時、説明会を行っていくのか。</p> <p>規制区域は随時更新や見直しのことだが、来年、再来年も毎年同じような情報共有をされる予定なのか。(委員)</p>	<p>令和8年度から規制区域指定(規制開始)となるため、10月に盛土規制法に基づく公表を予定している。</p> <p>今回の調査は令和8年度規制開始に向けた最初の調査となるため2月・5月に事前意見照会を実施したが、これは公表や通知等の法的手続き開始後に見落とし等による大幅な修正等が生じないようにするための任意手続きである。</p> <p>今後の市町村への説明会は基準やマニュアル、審査内容の情報共有が中心となり、規制区域案に関する詳細な説明は今回で概ね終了となる。以降は法的手手続きに移行する予定。(事務局)</p> <p>→規制区域指定に向けた手続き状況は随時市町村と共有している。</p>
7	規制区域指定について	テーマパークエリアのような開発に関する新情報が出た場合は規制区域への反映に時間を	盛土規制法では基礎調査の実施頻度は概ね5年ごととされている。沖縄

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
		<p>要すことになると思われるが、基礎調査としての隨時更新とはどの程度の頻度になるのか。市町村からの情報も踏まえ隨時更新とのことだが毎年全地域で見直しを行うのか。</p> <p>(委員)</p> <p>また、そのような市町村との連携体制は整っていると考えてよいか。(委員)</p>	<p>県では、県土を複数の区域等に分け、基礎調査を毎年どこかで実施している状態にする仕組みを予定している。規制区域への反映が必要な開発については、その基礎調査に入れ込んで対応することも考えている。</p> <p>基礎調査の実施状況や結果は市町村と情報共有する必要があるため、市町村からの意見や情報についても対応する。基本は年単位で更新する。(事務局)</p> <p>現在、市町村との連携体制の構築に向け準備中である。(事務局)</p>
8	既存盛土調査について	<p>既存盛土の抽出対象で「公共施設用地」や「政令で定める許認可が不要」とあるが、許認可不要とはどのようなものを指すのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>各法令で許可を受けた工事は、その法令の基準に基づいて許可されているため、盛土規制法での許可は不要となる。許可されたものは既存盛土候補地とし、その後、現地確認を行つて既存盛土に該当するかを判断する。「許認可不要」とは、盛土規制法上の許可が不要となる工事を指し、公共施設用地での工事、他法令で許認可済みの工事、非常災害時の応急工事、小規模工事などが該当する。(事務局)</p> <p>補足_政令で定める許認可が不要となる工事について、盛土規制法上、許可が不要になる工事の取り扱いは政令で定められており、鉱山保安法、工業法、採石法など、政令で定められた法律に基づき許認可を得た工事については、盛土規制法での許可は不要となる。規模についても高さや面積によって許可不要の工事が示されている。(事務局)</p> <p>(補足追記)</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			<p>抽出対象外としていた、「公共施設用地」・「政令で定める許可不要工事」のうち「政令で定める許可不要工事」については、災害発生のおそれがある場合改善命令の対象となるため、今後調査の対象とする予定。</p>
9		800 件の候補から 257 件を抽出したことについて確認したい。小規模工事は対象外であり、抽出対象は高さ 1 メートル以上、面積 500 平方メートル以上のものとされている。また、公共施設は管理されているため対象外であり、政令で定める許認可が不要となる工事も対象外であるという理解でよいか。さらに、許認可を受けていない盛土は今回の抽出に含まれているのか。(委員)	<p>抽出は衛星写真を用いて行っており、許認可を受けていない盛土であっても、条件に該当するものは抽出されている。(事務局) →8 のとおり補足する。 (政令で定める許認可が不要となる工事は今後調査対象とする)</p>
10	既存盛土等調査	カルテについて、257 件すべてに作成されているのか、応急対策が必要と判断された場合の対応はどのように行うのか。(委員)  カルテは今後の管理の基礎となる重要な資料であり、今後件数が増える可能性もあるため、継続的に活用し必要に応じて共有してほしい。(委員)	<p>257 件すべてにカルテを作成済みであり、今後もこのカルテを基に管理を継続する。また、応急対策が必要と判断された場合は、盛土行為者や所有者に対して安全な状態にするよう要請する。安全性把握調査が必要と判断された場合も、基本的には盛土行為者や所有者に実施を求める。ただし、公共性が高い場合や重大災害の恐れがある場合、たとえば県道に被害が及ぶ可能性がある場合には、県が実施を検討する。(事務局) →既存盛土調査進捗で説明</p>
11	既存盛土等調査	既存盛土調査についてお願いと確認になるが、既存盛土のランクを S、A1、A2 などに分ける際に、それぞれ変状やランク分けなどの根拠とした盛土の写真も整理されているのか。例えば、S ランクはこういう状態、A ランクはこういう状態というように、写真や判断観点を示した事例集のようなものを整理しておくと	<p>作成する。今後も調査は続くため、ランク毎の事例集を作成しておくと分かりやすく、有益な情報になるとを考えている。(事務局) →基礎調査は5年に一度は行うとされているため、今後も適正に評価が行われるよう、作成予定である。可能</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
		管理や今後の調査の判断もしやすくなるのではないか。(委員)	な限り早期に行う。
12	既存盛土調査	257 件が既存盛土として抽出されているが、他県事例のように既存盛土の内訳を公開する予定はあるか。(委員)	一覧表と位置図を県のホームページで公表する予定である。位置図は、ピンで表示するか、盛土の範囲や規模が分かる図面を公表するかはまだ決定していないが、いずれにしても一覧表と位置図は公表する。 (事務局) →位置図はピンで表示予定。
13	既存盛土調査	今回説明のあつた変状が出ている盛土や谷埋めなどの情報も公開するのか。(委員)	他県の事例を参考にしながら、どこまで公表するかを検討する。(事務局) →既存盛土調査進捗資料で説明。
14	既存盛土調査	公表しない場合でも、カルテには必要な情報を記載し、安全管理に必要な情報は確保できていると考えてよいか。(委員)	そのとおりである。(事務局)
15	既存盛土調査	安全性の判断について、規模や亀裂の大きさなど、他法令で示されるような具体的な基準はあるのか。擁壁などは比較的確認しやすいが、ただ置かれているだけの盛土などは変状などの確認や判断が難しくなる。市民が危険や通報の必要性を判断できる目安を示す必要があるのではないか。調査などで専門家が確認する視点だけでなく、市民レベルで安全性を確認できる視点も必要と考える。(委員)	今年度、周知用のチラシを作成し、危険な盛土の簡単な事例を示し、市民からの通報等も促す予定である。 (事務局)  →周知用チラシについては次回委員会で共有予定。
16	既存盛土調査	難しいとは思うが、有効な取組だと思うので、県として一般県民、市民に危険性を周知していく、確認を促していく方針があるということを理解した。(委員)	通報体制として「盛土 110 番」のような、電話や WEB フォームから通報できる仕組みを整備し、一般の方が通報しやすいような体制をつくろうと考えている。通報フォームには、危険な盛土の事例等も示し、写真や位置情報を入力できるようにしたい。(事務局) →盛土等通報システムも令和 8 年度構築予定で準備中
17	既存盛土調査	既存盛土調査の説明で例示されたカルテの左側中央に「風化した岩盤」と書かれているの	確認のうえ後日共有する。 (事務局)

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
		<p>はどういう扱いになるのか。沖縄の岩盤は陸成層が多く、かなり風化している場所もある。例えば「風化していました」という情報が付属資料4の図3.1にあるが、こうした情報はどのように優先度評価のフローに反映されるのか。また、検討フローの中の現地盤面の項目について、盛土自体は対策がしっかりしていてもその下の岩盤がボロボロだった場合、この情報はどこに記載するのか。検討フローには現地盤の勾配しかないので、地質の状況などの情報がどこに活かされていくのかというの分からぬ。</p> <p>岩盤もそうだが、付属資料4の「既存盛土等カルテ(安全性把握調査の優先度評価(1))」右側「(3)災害防止措置が不十分か」の「土地の形質変更その他」に「盛土下に不安定な土層が認められる場合に、適切な盛土基礎地盤の処理が行われていない」とあるが、こうしたカルテの情報が評価にうまく活かされないのではないかと懸念している。以上について、確認をお願いしたい。(委員)</p>	<p>※以下、委員会後事務局追記事項 風化した岩盤について(カルテ左側記載)例えば、今回既存盛土に該当するとした257箇所の今後の管理(経過観察)において確認された場合は、検討フロー中の”盛土下の不安定な土層”に該当するとして、評価判定要素とすることを検討する(ランクの格上げなど)。また新たに抽出される盛土についても評価の判定要素とすることを検討する。</p> <p><b>→R7調査において、評価判定要素の一つとして追加予定。</b></p> <p>『盛土下に不安定な土層が認められる場合に、適切な盛土基礎地盤の処理が行われていない(カルテ右側記載)』</p> <p>当該項目については、該当となった場合、災害防止措置が不十分との判定となり、安全性把握調査が必要との判定(S~Bランク)となる。どのランクに該当するかは湧水の有無や崩壊の有無(崩壊を示唆する変状の有無)などを考慮し判定することとなる。</p>
18	その他	<p>工事の届出等の公表について、他県の事例では、盛土の種類(切土や土石の堆積など)が一覧に記載されていたが、沖縄でも同様の一覧を作成する予定はあるか。</p> <p>一時的な土砂堆積について、どのような表現になるのか。一時的な堆積として、危険な場所に長期間(例:5年間)置くことは問題ではないかと考える。また、他県の公表例ではどの盛土がそれに該当するのか確認できない。土石の堆積がそれに当たるのかもしれないが、注意を促せるよう、危険な盛土や要注意な盛</p>	<p>盛土規制法についても、他法令と同様に、規制開始後の運用段階では、盛土規制法に関わる県や市町村の行政担当者が集まって情報共有や最新基準の勉強を行う場(連絡協議会や行政関係者会議)を毎年複数回開催する予定であり、関係者の連携体制を構築していきたい。</p> <p>いただいた意見も今後の検討において参考にする。(事務局)</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
		<p>土が分かるような一覧表示が望ましい。</p> <p>今後、各県の事例を参考に整理すると思うが、担当者が変わっても、誰が見ても分かりやすいような表示や公表を目指してほしい。土石の堆積をかなり長い年数で許可しているような事例も見受けられるが、適切に管理できるよう、市町村との連携もしっかりと行い、審査や監視に係る業務量も精査していく必要がある。(委員)</p>	
19	その他	<p>那覇市もスケジュールのとおり業務を進めている。那覇市では盛土規制法の庁内検討委員会を設置しており、8月の委員会で那覇市全域を宅造区域とする方針について庁内で了承を得たところである。また、今後は、審査の基準や、規制開始の時期などについて、沖縄県とも整合を図りながら検討を進めていくことについて庁内で了承を得ている。引き続き沖縄県や隣接市町村とも意見交換、情報共有を図りながら進めていきたいと考えている。(那覇市)</p>	
			以上